

北太平洋漁業委員会の特権及び免除に関する日本国政府と
北太平洋漁業委員会との間の協定の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の主要な内容	一
三	協定の実施のための国内措置	三

一 概説

1 協定の成立経緯

北太平洋漁業委員会（以下「委員会」という。）は、北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約（以下「条約」という。）に基づいて設立された地域漁業管理機関である。北太平洋の公海は我が国の漁業にとって重要な海域であることから、我が国は、条約の作成段階から主導的な役割を果たすとともに、条約海域における漁業資源の保存管理に関するルール作りを引き続き積極的な役割を果たすため、委員会の事務局を東京に誘致した。我が国は、事務局の設置国として、委員会の活動に必要な特権及び免除を与えることで事務局の任務を側面支援するため、委員会との間の特権及び免除に係る協定の締結に向けた交渉を行った。この結果、平成二十七年九月の委員会の第一回会合において協定案文について条約締約国の間で採択されるに至ったので、同年十一月三十日に東京において、日本側武藤外務副大臣と委員会側ムン事務局長との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定は、我が国と委員会との間で委員会及びその事務局の職員（事務局長を含む。）が享有する特権及び免除等について定めるものである。この協定の締結によって、我が国は、委員会の事務局の設置国として、委員会の任務を側面支援し、委員会において積極的な役割を果たしていくことを内外に示すことが可能となる。

二 協定の主要内容

この協定は、前文、本文十八箇条及び末文から成り、それらの主要内容は、次のとおりである。

- 1 委員会は、法人格を有するとともに、契約し、不動産及び動産を取得し、及び処分し、訴えを提起する能力を有することを定める（第二条）。
- 2 委員会の文書は、不可侵とすること等を定める（第三条）。
- 3 委員会の施設は、不可侵とすること等を定める（第四条）。
- 4 日本国政府（以下「政府」という。）は、委員会と協議して、必要な公益事業及び公共の役務が委員会の施設に提供され、並びにその公益事業及び公共の役務が衡平な条件で提供されることを確保するため、最善の努力を払うこと等を定める（第五条）。

- 5 委員会は、自己が免除を明示的に放棄した特定の場合を除くほか、あらゆる形式の訴訟手続の免除を享有すること、委員会の財産及び資産は、所在地及び占有者のいかなる形を問わず、事務局長の同意があり、かつ、事務局長が合意した条件による場合を除くほか、行政上、司法上及び立法上の捜索、押収、没収、差押え、収用その他の形式の干渉を免除されること等を定める（第六条）。
- 6 委員会並びにその財産、資産及び収入は、委員会の公的活動の範囲内において、事実上公益事業の使用料にすぎない税を除くほか、全ての直接税を免除されること、委員会が公用のために輸入し、又は輸出する物品に関して、関税並びに輸入及び輸出に対する禁止等を免除されること、委員会は、原則として、消費税並びに動産及び不動産の売却に対する税であつてその価格の一部を成すものの免除を要求しないこと、政府は、委員会が公用のために財産の重要な購入を行うに際しこれらの税を課し、又は課することができるときには、できる限り税額の減免又は還付のため適当な行政的措置をとるものとすること等を定める（第七条）。
- 7 委員会又は事務局にあるその職員宛ての全ての公用通信及び委員会が発出する全ての公用通信については、伝達的手段又は形態のいかなる形を問わず、検閲その他いかなる形態の妨害又は秘密の侵害も行つてはならないこと等を定める（第九条）。
- 8 委員会の職員は、公的資格で行つた口頭又は書面による陳述及び全ての行動に関するあらゆる形式の訴訟手続（自動車に係る交通犯罪で職員によるものについての訴訟手続及び職員が所有し、若しくは運転し、又は職員のために運行される自動車により引き起こされた損害についての訴訟手続を除く。）の免除、委員会が支払った給料及び手当に対する課税の免除、出入国制限及び査証料の免除、国際的危機の場合に外交官に与えられる帰国の便益と同一の帰国の便益、日本国で最初にその地位に就く際に家具及び手回品を関税の免除を受けて輸入する権利等を享有すること等を定める（第十条）。
- 9 日本国民でない職員及び日本国に通常居住していない職員は、日本国の法律によって設けられた社会保障制度に参加することを要請されることはないものとし、また、委員会は、これらの職員に関して、そのような社会保障制度に対する全ての強制的な拠出を免除されること、委員会は、日本国民である職員及び日本国に通常居住している職員が日本国の社会保障制度に参加することができるよう必要な措置をとることを定める（第十一条）。
- 10 委員会は、職員の任命が行われたときは、当該職員の氏名等を、個別にかつ遅滞なく、政府に通告すること、政府は、当該通告を受けたときは、職員に身分証明書を交付すること等を定める（第十二条）。

11 この協定により委員会の職員に与えられる特権及び免除は、阻害されることのない委員会の機能並びに特権及び免除を与えられる者の完全な独立をあらゆる状況において確保するためにのみ与えられること、事務局長は、委員会の規則に従い、特権及び免除の濫用を防止するためあらゆる予防措置をとること、特権又は免除の濫用が発生したと政府において認める場合には、事務局長は、要請により、濫用が発生したかどうかを決定するため政府と協議すること等を定める（第十三条）。

12 事務局長は、この協定により職員（事務局長自身を除く。）に与えられる免除が正義の実現を阻害するものであると事務局長が認める場合において、委員会の利益を害することなく当該免除を放棄することができるときは、当該免除を放棄する権利及び義務を有すること並びに委員会は、この協定により事務局長に与えられる免除を放棄することができることを定める（第十四条）。

13 委員会は、日本国において契約（職員に関する規則に従って締結される契約を除く。）を締結する場合において、契約の他方の当事者の要請があるときは、当該契約の解釈又は履行から生ずる紛争がいずれか一方の当事者の要請によって仲裁手続に付されることを可能にする仲裁条項を含めなければならないこと、この協定の解釈若しくは適用に関する委員会と政府との間の紛争又は委員会と政府との間の関係に対して影響を与える問題であつて、交渉又は他の合意された解決方法によって解決されないものは、外務大臣が任命する仲裁人、委員会が任命する仲裁人及びこれらの二人の仲裁人により任命され裁判長となる仲裁人の三人の仲裁人から成る仲裁判断所に付託すること等を定める（第十五条）。

14 委員会は、常に裁判の正当な運営を容易にし、警察法令並びに火災防止、公衆衛生及び労働監督に関する法令その他これらに類する法令の遵守を確保し、並びにこの協定に定める特権、免除及び便益の濫用を防止するため、日本国の関係当局といつでも協力しなければならぬこと、安全保障のために全ての予防措置をとる政府の権利は、この協定のいずれの規定によっても害されないこと並びにこの協定によって与えられる特権及び免除を害することなく、日本国の法令を遵守することは、委員会並びに特権及び免除を享有する全ての者の義務であることを定める（第十六条）。

三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するための新たな立法措置及び予算措置は、必要としない。

